第四十九条の六の十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

［(イ)　略］

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの基地局

(ハ)‖　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ニ)　略］‖

(ホ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2)　陸上移動局

［(イ)　略］

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの陸上移動局

(ハ)‖　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ニ)　略］‖

(ホ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

［ト　略］

［二　略］

［2　略］

3　第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ヘ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

第四十九条の六の十　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　［同上］

(1)　［同上］

［(イ)　同上］

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル５Ｇの基地局

［新設］

(ハ)‖　［同上］

［新設］

(2)　［同上］

［(イ)　同上］

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル５Ｇの陸上移動局

［新設］

(ハ)‖　［同上］

［新設］

［ト　同上］

［二　同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル５Ｇの基